

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	Ⅲ-9 別表2	第三者提供に係る記録の作成等(P70)、健保組合等の通常業務で想定される主な利用目的(P100) (該当箇所) 70 頁下から 7 行目、100 頁の 1 の下から 4 行目 「第三者行為に係る損保会社等への求償」 (意見) 損保会社の場合は悪用される危険は小さいにせよ、加害者自身に求償する場合はどうなるのか明確にすべきである。 (理由) 確かに実際は(交通事故以外は)死文化しているが、河野太郎が改廃でなく厳守を主張したので、死文化しているから構わないで済ませるべきではない。もし被害者側が義務を厳守すれば「保険公にチクった」として報復で更に重傷を負わされてしまう。特に加害者が暴力団員の場合、「個人データが転々流通することは想定されにくい」どころか、組に情報が流れ、たとえ加害者が捕まろうが被害者が遠方に逃れようが、仲間に報復されてしまう。本当は求償の仕組み自体を直すべきだが意見募集対象外なのでこれ以上論じない。 【個人】	御指摘の点については、加害者へ求償する場合も含めて、「第三者行為に係る損保会社『等』への求償」としています。